

令和 7 年第 3 回上里町議会臨時会会議録第 1 号

令和 7 年 5 月 1 日（木曜日）

議事日程 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期決定について
- 日程第 3 提出議案の報告について
- 日程第 4 諸報告について
- 日程第 5 （町長提出承認第 1 号）専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 6 （町長提出承認第 2 号）専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 7 （町長提出議案第 30 号）工事請負契約の締結について
- 日程第 8 （町長提出議案第 31 号）工事請負契約の締結について
- 日程第 9 （町長提出議案第 32 号）工事請負契約の締結について
- 日程第 10 （町長提出議案第 33 号）工事請負契約の締結について
- 日程第 11 （町長提出議案第 34 号）令和 7 年度上里町一般会計補正予算（第 1 号）について

出席議員（１４人）

1 番	石 井 慎 也 君	2 番	伊 藤 覚 君
3 番	金 子 義 則 君	4 番	戸 矢 隆 光 君
5 番	高 橋 勝 利 君	6 番	飯 塚 賢 治 君
7 番	猪 岡 壽 君	8 番	齊 藤 崇 君
9 番	植 原 育 雄 君	1 0 番	高 橋 正 行 君
1 1 番	新 井 實 君	1 2 番	沓 澤 幸 子 君
1 3 番	高 橋 仁 君	1 4 番	黛 浩 之 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	山 下 博 一 君	副 町 長	島 田 邦 弘 君
教 育 長	齊 藤 雅 男 君	総 務 課 長	望 月 誠 君
総合政策課長	吉 村 貴 文 君	税 務 課 長	間々田 由 美 君
子育て共生課長	阿佐美 由 紀 君	道路整備課長	根 岸 利 夫 君
教育総務課長	及 川 慶 一 君	教育指導課長	櫻 井 達 夫 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	神 村 輝 行	係 長	長谷川 紀 江
主 任	岡 利 憲		

◎開会・開議

午前 11 時 0 分開会・開議

○議長（飯塚賢治君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより令和7年第3回上里町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（飯塚賢治君） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、議長において、2番伊藤覚議員、3番金子義則議員、4番戸矢隆光議員以上の3名を本会期中の会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（飯塚賢治君） 日程第2、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

◎日程第3 提出議案の報告について

○議長（飯塚賢治君） 日程第3、提出議案の報告について。

町長から送付がありました議案は、あらかじめ配付したとおりであります。

朗読については省略いたします。

◎日程第4 諸報告について

○議長（飯塚賢治君） 日程第4、諸報告について。

本臨時会に説明員として、地方自治法第121条第1項の規定により、町長ほか関係者の出席を求めました。

以上で諸報告を終わります。

◎日程第5 町長提出承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（飯塚賢治君） 日程第5、町長提出承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

ての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） お願い申し上げました、承認第1号 専決処分の承認を求めることについての御説明を申し上げます。

初めに、本件をお諮りする理由でございますが、去る令和7年3月31日、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律等が公布されたこと及び道路交通法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、上里町税条例の一部を改正する条例について、令和7年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき、御報告させていただき承認を求めるものでございます。

次に、改正の概要でございます。

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律等が令和7年4月1日に施行されたことに伴い、軽自動車税種別割の標準税率に係る二輪車の車両区分の見直し及び大規模修繕等が行われたマンションに係る固定資産税の軽減措置の見直し等を行います。

あわせて、令和4年の道路交通法の改正により、個人番号カードと運転免許証の一体化に関する規定が整備され、令和7年3月24日に施行されたことに伴い、軽自動車税種別割の減免申請時の運転免許証の提示に係る規定の見直しを行うため、上里町税条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正内容について、条文ごとに御説明申し上げます。

まず第82条は、軽自動車税種別割の税率についての規定でございます。

同条第1号の原動機付自転車の規定に、ウとして総排気量が125cc以下かつ最高出力が4.0kW以下の二輪のものの税率を2,000円と追加するものでございます。

第89条は、軽自動車税種別割の減免についての規定でございます。

同条第2項第5号の減免申請書記載事項に、第82条第1号ウに定める排気量及び定格出力基準を追加するものでございます。

第90条は、身体障害者等に対する種別割の減免についての規定となっております。

同条第2項の減免申請時に減免車両の運転者を確認するため運転免許証を提示する規定に、個人番号カードと運転免許証が一体化した免許情報記録個人番号カードを提示することを追加するものです。

また、同条第3項として、免許情報記録個人番号カードの特定免許情報を確認するための措置を追加するものです。

制定附則第10条の2は、固定資産税等の課税標準の特例の規定でございます。

同条第14項及び第15項は、地方税法附則第15条の改正による参照条文の項ずれ等を改めるものでございます。

制定附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定でございます。

同条第12項として、減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律に規定する管理組合の管理者等から必要書類が提出され、かつ当該マンションが減額措置の要件に該当すると認められるときは、減額措置を適用することができると追加するものでございます。

最後に附則でございますが、第1条は条例の施行期日を規定し、令和7年4月1日から施行するとしております。

第2条は、固定資産税に関する経過措置を規定し、令和7年度以後の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるとします。

第3条は、軽自動車税に関する経過措置を規定し、令和7年度以後の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例によるいたします。

以上で、専決処分をいたしました、上里町税条例の一部を改正する条例の報告及び内容説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） これで、提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、承認第1号 専決処分の承認を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎日程第6 町長提出承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（飯塚賢治君） 日程第6、町長提出承認第2号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） お願い申し上げました、承認第2号 専決処分の承認を求めることについての内容説明を申し上げます。

初めに、本件をお諮りする理由でございますが、去る令和7年3月31日に地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の改正について、令和7年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき、御報告させていただき承認を求めるものでございます。

次に、改正の概要でございます。

地方税法施行令及び国有資産等所有市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が令和7年4月1日に施行されたことに伴い、国民健康保険税に係る課税限度額の見直しと、低所得世帯に係る軽減判定所得の見直しを行うため、上里町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正内容を御説明申し上げます。

まず第2条は、国民健康保険税の課税額を規定したもので、同条第2項の基礎課税額に係る課税限度額を65万円から66万円に引き上げ、同条第3項後期高齢者支援金等に係る課税限度額を24万円から26万円に引き上げる内容となっております。

次に第20条は、国民健康保険税額の減額を規定したもので、低所得世帯の軽減判定所得の算定に用いる被保険者数に乗すべき金額を改正するものです。

同条第1項第2号の5割軽減については29万5,000円から30万5,000円に、同条同項第3号の2割軽減については54万5,000円から56万円に引き上げる内容となっております。

最後に附則でございますが、第1項は条例の施行期日について規定したものであり、令和7年4月1日から施行するとしております。

第2項は、改正後の上里町国民健康保険税条例の適用区分について規定したものであり、こ

の改正内容は令和7年度分以後の国民健康保険税から適用し、令和6年度分までの国民健康保険税は従前の例によるとするものでございます。

以上で、専決処分をいたしました、上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の報告及び内容説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） これで、提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 先ほど全員協議会でも質問させていただいたわけなんですけれども、以前には国の地方税法の改正がありましても、町においては限度額を少しずらして据え置いて、数年は国が定めた限度額よりも低く抑えるというようなことをやってきたと思うんですね。

それは広域でやることによって、県内統一という流れの中で限度額自体も国の改正に合わせて上がるという傾向になってきたのかなと思いますけれども。

そのときの、据え置いてきた趣旨というのはあると思うんですね。そのことについてお聞きしたいと思います。

○議長（飯塚賢治君） 税務課長。

〔税務課長 間々田由美君発言〕

○税務課長（間々田由美君） 沓澤議員の御質問に御説明申し上げます。

限度額につきまして据置きを行っていたということについては、ここ数年は税制改正に合わせての改正で引上げを行っておりますので、その趣旨としまして現在明確なところを申し上げることはできないので、確認ができ次第また後ほど御報告させていただきたいと思います。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 先ほどの全協で、1世帯独り暮らしでありますと、940万円くらいで最高額に到達すると。そして3つ、介護保険も含めた部分で言えば1,000万円を超えると最高額に到達しますよという説明がありました。

家族が1人増えるごとに所得が50万円ぐらい下がっても、その最高額の対象者となる。いわゆる4人世帯、世帯主を外して、4人家族がいるとすると、200万円引いた部分の所得であっても最高限度に達する。いわゆる国保というものが、一般的な組合健保や協会健保と違って、

所得だけではなくて均等割、人数が増えれば負担が増えるという、そういう下でのこういう限度額が非常に負担感が重いのではないかというふうに思うわけなんですけれども。

そうしますとどうしても、上里町においては所得がどのぐらい最低であっても限度額に達する人があるということが、どのぐらいで線引きになるのかということは非常に深刻な問題でありますので、そこを7年度で答えられないのであれば、令和6年度の部分で確定しているところで答えていただければというふうに思います。

○議長（飯塚賢治君） 税務課長。

〔税務課長 間々田由美君発言〕

○税務課長（間々田由美君） 沓澤議員の御質問に御説明申し上げます。

先ほども全協でお話をさせていただきましたように、世帯員数が増えることで所得の上限が引き下がってくるという状況があります。

加入している人数に応じて保険料が付加されていくという均等割がある関係で、所得全体が低い所得の方でも一定の割合を払っていかなければいけないというその現状も、おっしゃるとおりかというふうに思います。

ただ現在、上里町の国保の令和6年度でございますが、加入世帯の所得の400万円を超える所得を持っている世帯というのは、全体の4%しかいない状況でございます。この4%の方たちの中の一定の割合の方、その中で47世帯が今回限度額を超えるという世帯というふうになるところでございます。

この状況を考えますと、確かにこの限度額が上がることにより負担を強いる世帯が増えるというのも現実かとは思いますが、国保を運営していくためには、一定の保険料を確保するというのもこれは避けて通れないところだというふうに考えております。

それなので、増えていく部分について負担が上がっていくところについては、改正に合わせた中の対応を、町としてもしていかなければいけないというふうに思っておりますので、その辺を御理解いただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 承認第2号 上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対の討論を行います。

今回の改正は、2025年度の国民健康保険料の賦課限度額を引き上げると同時に、保険税の軽減率の算定基準の引下げを行うものです。

まず、保険税の軽減率判定基準の引上げを行うことは、5割2割軽減世帯が拡大されるよい部分であります。

しかし賦課限度額は、医療分1万円と後期高齢者医療支援分2万円を合わせ3万円の引上げとなり、前年度の106万円から109万円にも上がってしまいます。

限度額引上げの理由は、低所得者の負担を抑制するための措置とのことですが、この間の連続的な限度額の引上げは、2分の1は事業主負担の協会けんぽなどと違い、国保は保険税全体を被保険者が負担しなければならない。そういう下で大変重い負担になります。

また、先ほどの質疑の中でも明らかなように、世帯の人数によって税額が増えるため、必ずしも高額所得と言えない所得水準であっても最高額に達することになってしまいます。

全国知事会も、全国市長会町村会でも、1兆円の財源負担をと国庫負担の増額を求めています。

国民健康保険加入者は、退職者、非正規雇用者、自営業者など、低所得者が多く、一方医療を必要とする方が多数を占めています。国民健康保険の構造的な課題があるからです。

そのため、制度開始時は、低所得者の多い国保は公費で賄う必要があるとして、45%の国庫負担がありました。それが年々引き下げられてきた結果によって、払い切れない国保税の現状と賦課限度額の繰り返される引上げが行われてきました。

私調べてみましたところ、平成20年の最高限度額は65万円でした。僅か20年足らずで109万円。あまりにも負担が大きいのではないのでしょうか。

繰り返されるこの賦課限度額の引上げ、本当に有り余るほどの所得があれば、私も反対はしません。税も社会保障も累進課税、これが原則だというふうに思っています。

しかしそうではなく、家族が多ければ所得が少なくても限度額に達してしまう、こういう現状を思いますと、反対としたいと思います。

○議長（飯塚賢治君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、承認第2号 専決処分の承認を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立多数であります。

よって、本件は承認することに決定いたしました。



◎日程第7 町長提出議案第30号 工事請負契約の締結について

○議長（飯塚賢治君） 日程第7、町長提出議案第30号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました、議案第30号 工事請負契約の締結について提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、神流リバーサイドロード築造工事に伴い工事請負契約を締結したいので、本案を提出するものでございます。

次に、契約金額につきましては、消費税額を含め6,814万1,700円でございます。

契約の相手方でございますが、埼玉県児玉郡上里町大字七本木1809番地、株式会社平成、代表取締役、大方裕史でございます。

契約の方法につきましては、一般競争入札でございます。

続きまして、入札・契約関係につきまして御説明申し上げます。

入札実施に当たりましては、入札参加要件を付した事後審査型の一般競争入札を、埼玉県電子入札共同システムにより実施いたしました。

主な入札参加要件といたしましては、上里町建設工事競争入札参加資格者名簿において、土木工事業A級に格付され、埼玉県本庄県土整備事務所、または熊谷県土整備事務所管内に本店の登録があり、過去5年間に車道2車線以上の道路工事の完成実績があるものといたしました。

その他留意点等を加えまして、3月19日に公告を行い、町のホームページ及び建設業界紙2紙に掲載し、周知を図ったものでございます。

入札期間は、4月16日と17日の2日間とし、開札につきましては4月18日午前10時から実施いたしました。

開札の結果、6社が応札した中で、最低制限価格以上の価格で、かつ予定価格の制限の範囲内で最低の価格で応札した業者が2社ありました。この2社において、電子くじを実施したところ、株式会社平成が落札候補者となったものでございます。

4月22日に同社の入札参加資格確認申請書等により、入札参加資格の事後審査を行い、資格

審査会において入札参加資格を有する者と確認されましたので、4月28日、6,814万1,700円で同社と仮契約の締結を行いました。

次に、工事の概要につきまして御説明いたします。

本工事につきましては、全体計画の総延長約2,000メートルのうち、今回施行いたします延長は180メートル、幅員は1.5メートルとなっており、主な工事内容は、平ブロック張工381平方メートル、排水構造物工333メートル、舗装工1,495平方メートル、縁石工175メートル、カルバート工10メートル、防護柵工54メートル、その他伐木除根工、道路土工、構造物撤去工、道路附属施行工1式となっています。

以上で、議案第30号 工事請負契約の締結についての提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） これで、提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第30号 工事請負契約の締結についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 町長提出議案第31号 工事請負契約の締結について

○議長（飯塚賢治君） 日程第8、町長提出議案第31号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました、議案第31号 工事請負契約の締結について提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、上里町立上里東小学校体育館改修工事に伴い工事請負契約を締結したいので、本案を提出するものでございます。

次に、契約金額につきましては、消費税額を含め9,460万円でございます。

契約の相手方でございますが、埼玉県秩父市宮側町14番16号、守屋八潮建設株式会社、代表取締役、山口浩人でございます。

契約の方法につきましては、一般競争入札でございます。

続いて、入札・契約関係につきまして、御説明申し上げます。

入札に当たりましては、入札参加要件を付した事後審査型の一般競争入札を、埼玉県電子入札共同システムにより実施いたしました。

主な入札参加要件といたしましては、上里町建設工事競争入札参加資格者名簿において、埼玉県内に本店、または支店、営業所の登録があり、建築工事業A級に格付され、資格審査数値が1,000点以上のものといたしました。

その他留意点等と加えまして、3月19日に公告を行い、町のホームページ及び建設業界紙2紙に掲載し、周知を図ったものでございます。

入札期間は、4月16日から17日までの2日間とし、開札につきましては、4月18日午前10時から実施いたしました。

開札の結果、2社が応札した中で、最低制限価格以上の価格で、かつ予定価格の制限の範囲内で最低の価格で応札した守屋八潮建設株式会社が落札候補者となったものでございます。

4月22日に同社の入札参加資格確認申請書等により、入札参加資格の事後審査を行い、資格審査会において落札者と確認されましたので、4月28日9,460万円で同社と仮契約の締結を行ったものでございます。

次に、工事の概要につきまして御説明いたします。

工事の対象建物といたしましては、上里東小学校の体育館で、鉄骨造2階建て、延べ床面積1,298平方メートルであります。

主な工事内容といたしましては、屋根改修、外壁改修や内部改修及び各種器具の更新を行います。

以上で、議案第31号 工事請負契約の締結についての提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） これで、提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第31号 工事請負契約の締結についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎日程第9 町長提出議案第32号 工事請負契約の締結について

○議長（飯塚賢治君） 日程第9、町長提出議案第32号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました、議案第32号 工事請負契約の締結について提案説明を申し上げます。

初めに提案理由でございますが、上里町立上里中学校体育館等空調設備設置工事に伴い工事請負契約を締結したいので、本案を提出するものでございます。

次に、契約金額につきましては、消費税額を含め8,780万900円でございます。

契約の相手方でございますが、埼玉県本庄市若泉1丁目11番30号、温井住設株式会社、代表取締役、温井康宏でございます。

契約の方法につきましては、一般競争入札でございます。

続いて、入札・契約関係につきまして、御説明申し上げます。

入札に当たりましては、入札参加要件を付した事後審査型の一般競争入札を、埼玉県電子入札共同システムにより実施いたしました。

主な入札参加要件といたしましては、上里町建設工事競争入札参加資格者名簿において、埼玉県内に本店、または支店、営業所の登録があり、建築工事業A級に格付され、資格審査数値が800点以上のものといたしました。

また、本件と議案第33号の上里町立上里北中学校体育館等空調設備設置工事は、一抜け方式を採用しており、本件の落札候補者となった業者の入札は議案第33号の案件においては無効となります。

その他留意点等を加えまして、3月19日に公告を行い、町のホームページ及び建設業界紙2紙に掲載し、周知を図ったものでございます。

入札期間は、4月16日から17日までの2日間とし、開札につきましては、4月18日午前10時20分から実施いたしました。

開札の結果、7社が応札した中で、最低制限価格以上の価格で、かつ予定価格の制限の範囲内で最低の価格で応札した業者が4社ありました。この4社において、電子くじを実施したところ、温井住設株式会社が落札候補者となったものでございます。

4月22日に同社の入札参加資格確認申請書等により、入札参加資格の事後審査を行い、資格審査会において入札参加資格を有する者と確認されましたので、4月28日、8,780万900円で同社と仮契約の締結を行ったものでございます。

次に、工事の概要につきまして御説明いたします。

工事の対象建物といたしましては、上里中学校の体育館及び武道場で、鉄筋コンクリート造及び鉄骨造1階建て、延べ床面積2,035平方メートルでございます。

主な工事内容といたしまして、体育館アリーナ及び武道場への空調設備設置、キュービクル増設を行います。

以上で、議案第32号 工事請負契約の締結についての提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） これで、提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） この後提案される33号とも関係するんですけども、工期が令和8年3月27日となっているんですよね。これから決まったら発注をして、いわゆる空調が

確保できれば、工事そのものというのはそんなに期間がかかるものではないんじゃないかなというふうに思っているんですけども。

できれば暑い時期に間に合うような形で考えているのかどうか、工期ぎりぎりまでかかるような予定であるのかどうか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（飯塚賢治君） 教育総務課長。

〔教育総務課長 及川慶一君発言〕

○教育総務課長（及川慶一君） 杵澤議員の御質問に御説明させていただきます。

先ほど来、全員協議会でも御説明申し上げましたように、物価高、また人件費高といったところで、非常に製造に当たりましても相当の時間を要するというふうに聞いておるところでございます。

もちろん議員さんがおっしゃられるように、夏場に子どもさんたちがエアコン使って体育館でいろいろなスポーツをやっていただくということが望ましいところではあるんですが、しかしながら今私どものほうで把握している中では、先ほど来御説明申し上げたキュービクル、電源供給するこのキュービクルの製造に当たりましては、マックスでおおむね8か月程度はかかってしまうというような情報を得ているところでございます。

つきましては、今私どものほうで想定しておりますのは、1月に入ってから設置等を行っていくというふうなスケジュールを考えているところでございます。

また、学校におきましても様々な授業がございますので、そういった授業だとか学校における活動内容、それにできるだけ支障のないように工事のほうは施工させていただければというふうに予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第32号 工事請負契約の締結についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎日程第10 町長提出議案第33号 工事請負契約の締結について

○議長（飯塚賢治君） 日程第10、町長提出議案第33号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました、議案第33号 工事請負契約の締結について提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、上里町立上里北中学校体育館等空調設備設置工事に伴い工事請負契約を締結したいので、本案を提出するものでございます。

次に、契約金額につきましては、消費税額を含め4,969万9,100円でございます。

契約の相手方でございますが、埼玉県本庄市見福2丁目20番19号、加納設備株式会社、代表取締役、加納豊でございます。

契約の方法につきましては、一般競争入札でございます。

続いて、入札・契約関係につきまして、御説明申し上げます。

入札に当たりましては、入札参加要件を付した事後審査型の一般競争入札を、埼玉県電子入札共同システムにより実施いたしました。

主な入札参加要件としましては、上里町建設工事競争入札参加資格者名簿において、埼玉県内に本店、または支店、営業所の登録があり、建築工事業A級に格付され、資格審査数値が800点以上のものといたしました。

また、一抜け方式の採用により、議案第32号の落札候補者の入札は無効としています。

その他留意点等を加えまして、3月19日に公告を行い、町のホームページ及び建設業界紙2紙に掲載し、周知を図ったものでございます。

入札期間は、4月16日から17日までの2日間とし、開札につきましては、4月18日午前10時20分から実施いたしました。

開札の結果、5社が応札した中で、最低制限価格以上の価格で、かつ予定価格の制限の範囲内で最低の価格で応札した加納設備株式会社が落札候補者となったものでございます。

4月22日に同社の入札参加資格確認申請書等により、入札参加資格の事後審査を行い、資格審査会において入札参加資格を有する者と確認されましたので、4月28日、4,969万9,100円で同社と仮契約の締結を行ったものでございます。

次に、工事の概要につきまして御説明いたします。

工事の対象建物といたしましては、上里北中学校の体育館及び武道場で、体育館は鉄骨造 2 階建て、延べ床面積1,121平方メートル、武道場は鉄骨造 1 階建て、延べ床面積209平方メートルでございます。

主な工事内容といたしましては、体育館アリーナ及び武道場への空調設備設置、キュービクル増設を行います。

以上で議案第33号 工事請負契約の締結についての提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） これで、提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

4 番戸矢隆光議員。

〔4 番 戸矢隆光君発言〕

○4 番（戸矢隆光君） 4 番戸矢でございます。

先ほど、5 社が応札に応じたということなんですけれども、町内の業者さんというのはいなかったんでしょうか。

○議長（飯塚賢治君） 総務課長。

〔総務課長 望月 誠君発言〕

○総務課長（望月 誠君） 戸矢議員の御質問に説明をさせていただきます。

町内業者は入っていなかったのかということでございますけれども、町内業者はございませんでした。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はありませんか。

4 番戸矢隆光議員。

〔4 番 戸矢隆光君発言〕

○4 番（戸矢隆光君） あと 1 つ確認をさせてください。

先ほど全協のほうで、請負比率が両方とも91.99%だということで報告を受けたんですけれども、それに間違いはないということですか。

○議長（飯塚賢治君） 総務課長。

〔総務課長 望月 誠君発言〕

○総務課長（望月 誠君） 戸矢議員の御質問に説明をさせていただきます。

落札率につきましては、全員協議会で御説明申し上げましたとおり91.99%でございます。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第33号 工事請負契約の締結についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎日程第11 町長提出議案第34号 令和7年度上里町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（飯塚賢治君） 日程第11、町長提出議案第34号 令和7年度上里町一般会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました、議案第34号 令和7年度上里町一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

本補正予算は、次に定めるところによります。

まず第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ682万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127億4,070万円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によると規定するものでございます。

2ページを御覧ください。こちらは、第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに歳入ですが、款19繰入金は682万円の増額補正となり、神保原児童館の空調設備更新工事に係る財源としていきいき福祉基金繰入金の増額となっております。

歳入合計は、現計予算に対して682万円を追加し、127億4,070万円とするものでございます。

次に歳出でございます。

款 3 民生費は682万円の増額補正となり、内容は神保原児童館の空調設備の一部について老朽化に伴う故障への対応として更新工事費が増額となっております。

歳出合計も歳入同様、現計予算に対して682万円を追加し127億4,070万円とするものでございます。

以上、令和 7 年度上里町一般会計補正予算（第 1 号）の提案説明を申し上げました。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） これで、提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第34号 令和 7 年度上里町一般会計補正予算（第 1 号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉 会

○議長（飯塚賢治君） 以上で、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、令和 7 年度第 3 回上里町議会臨時会を閉会いたします。

大変御苦労さまでございました。

午前 1 1 時 5 1 分閉会